

平成 30 年 7 月 23 日

農林水産省

消費・安全局

平成 30 年度第 1 回国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会の概要について

農林水産省は、平成 30 年 6 月 29 日（金曜日）に、平成 30 年度 第 1 回 国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会（以下「OIE 連絡協議会」という。）を農林水産省第 2 特別会議室で開催しました。今回は、本年 2 月に開催された OIE コード委員会の報告書で提示された OIE コード改正・新設案を中心に意見交換を行いました。意見交換の概要は以下のとおりです。

意見交換の概要

1. 国際獣疫事務局（OIE）及び OIE コードについて

- ・ OIE 連絡協議会に出席したメンバー（以下「メンバー」という。）から、科学的根拠と予防原則の扱いに係る農林水産省の見解について質問がありました。これについて、事務局から、WTO/SPS 協定では、科学的根拠に基づくことを基本としつつも、関連する科学的証拠が不十分な場合には、暫定的措置をとることが認められていると回答しました。

2. 本年 5 月に開催された第 86 回 OIE 総会の報告について

- ・ メンバーから、今回の OIE 総会で採択された第 7. X 章アニマルウェルフェアと豚生産システムのコードの改正案に対する EU の発言内容について質問がありました。これについて、事務局から、EU からは支持するとの発言があったと回答しました。
- ・ メンバーから、技術課題（「OIE 加盟国による OIE 基準の履行：履行状況と特定のキャパビルの必要性」）に関し、アジアは貿易条件設定時の最優先事項として国際基準が第三位であることに対する政府の見解について質問がありました。これについて、事務局から、アジアは科学的根拠を軽視しているわけではなく、様々な疾病が発生しているため、国際ルールまで至らず、貿易相手国における発生状況を把握することを重要視している国が多いものと思うが、いずれにしても国別の回答を精査する必要があると回答しました。
- ・ メンバーから、アジア・太平洋地域で PVS 評価を行う予定はあるのか質問がありました。これについて、事務局から、一定水準に達していない国が多く、地域の動物衛生のレベルアップを図るために資金が必要であることから、OIE への拠出金で地域の動物衛生レベルの向上に貢献していきたいと回答しました。
- ・ メンバーから、生産システムに関するアニマルウェルフェアのコードについて、今後は何の畜種でコードを作成するのか質問がありました。これについて、事務局から、各畜種で作成する計画があり、肉用牛、乳用牛、肉用鶏及び豚は基準があり、採卵鶏は現在議論しているところと回答しました。

3. OIE コード改正・新説案について

(1) 動物衛生サーベイランス

- ・メンバーから、「臨床徴候」を「普通ではない動物衛生事象」とする意見を提出してはどうかとの事務局提案について、人の新規疾病を発見する上でも、普通ではない症状を早く見つけるのが重要とされており、ワンヘルスの観点からも重要であるとの発言がありました。

(2) リスト疾病及び新興疾病の公式制御

- ・メンバーから、第6条、第7条、第8条に「又は船舶」と追記されたが、航空機は含まれるのか質問がありました。これについて、事務局から、コメントを提出する際に、航空機が含むかOIEに確認し、含まない場合は航空機を含めるコメントを提出したいと回答しました。
- ・メンバーから、9条に関し、国によってワクチンの品質に差があると思うが、ワクチンの品質に係る記載はないのか質問がありました。これについて、事務局から、OIEのマニュアルに記載されており、マニュアルに従って作製されたワクチンを前提にコードは作られると回答しました。
- ・メンバーから、治療という概念に予防的治療が含まれるのか質問がありました。これについて、事務局から、個体としては健康であっても、群の中で疾病が発生した際は、予防ではなく治療と解釈すると回答しました。

(3) 疾病の予防及び管理についての勧告の序論

- ・メンバーから、野生動物の専門家を含めて防疫対策を検討すること、ワンヘルスの観点から、管理計画の必須条件に野生動物や公衆衛生の関連機関を記載することは重要であるとの発言がありました。

(4) アフリカ豚コレラ感染症

- ・メンバーから、理論として、隔離すると言うことは簡単だが、実際に、飼育豚が野生豚から適切に隔離されているかを実証するのは困難ではないかとの意見がありました。これについて、事務局から、隔離されているかをどのように担保するかが問題であり、OIEには国際基準だけではなく、具体的な対策をガイドラインとしてきちんと確立することが必要との意見を提出したいと回答しました。

(5) 自己宣言及びOIE公式認定の手続

- ・メンバーから、公式認定から自己宣言に軸足を移すというOIEの方針の背景について質問がありました。これについて、事務局から、公式認定に係るOIE本部の作業量が膨大であることと、公式認定の対象疾病の発生が減少してきていることを踏まえ、コードを整理することになったと回答しました。
- ・メンバーから、自己宣言が一人歩きして収拾がつかなくなる恐れがあり、背景を整理して、しっかりと学術的な観点から検討する必要があるとの意見がありました。これについて、事務局から、コードの記載されている清浄性の規定に遵守していれば問題ないと考えますが、情報が不十分であれば、自己宣言国に対し、根拠となる情報の提供を依頼することは可能であると回答しました。

- ・メンバーから、自己宣言をした際、科学的根拠の裏付けはどのように担保するのかについて質問がありました。これについて、事務局から、自己宣言をする国に挙証責任があり、OIEは責任を持たないと回答しました。
- ・事務局から、自己宣言は、清浄ステータス認定にないものを自ら説明しなければならないため、公式認定よりもハードルが高くなること、また、二国間の輸入検疫協議では、貿易相手国の疾病の発生状況や管理体制を踏まえ、OIEの基準を上回る基準を求め、確認作業を行っていることを補足しました。

(6) 狂犬病ウイルス感染症

- ・メンバーから、改正の背景について質問がありました。これについて、事務局から、人への暴露経路として犬由来が最も大きな脅威であり、犬からの感染をいかに押さえるかが課題となっていることから、改正することとなったと回答しました。
- ・メンバーから、OIEが示す公的管理計画を日本に導入するのは、日本の現状からすると非現実的であり、狂犬病予防法を踏まえコメントを提出すべきとの意見がありました。これについて、事務局から、厚生労働省と相談し、狂犬病予防法と日本の現状を踏まえコメントを提出したいと回答しました。
- ・メンバーから、リスク低減の観点から、人の生活に近い動物である犬の対策をするというアプローチは良いが、清浄性に関しては、狂犬病の発生に関する清浄性と犬由来の狂犬病に関する清浄性の2種類の清浄ステータスができるため混乱が生じないように意見を提出すべきであるとの意見がありました。
- ・メンバーから、自己宣言の取扱いや活用の仕方についてきちんと整理すべきとの意見がありました。
- ・メンバーから、清浄性の確認やサーベイランスができない途上国は、人的被害の防止策を考える方が重要との意見がありました。
- ・事務局から、狂犬病はワンヘルスの観点から国際的に非常に重要な疾病であり、新たなカテゴリーを作る上で運用に誤解が生じないようにし、また、厚生労働省ともよく相談しつつ、本日の意見も参考にしたいと補足しました。

4. その他

(1) 鳥インフルエンザコードにかかるコードの改正の検討について

- ・メンバーから、アジアでは庭先養鶏における鶏への感染が人への感染につながったことから、庭先養鶏をコードの対象外にすることに対する危惧が示されました。これについて、事務局から、今後、日本の対策の正当性について、コメントを通じて主張していきたいと回答しました。
- ・メンバーから、ワクチン接種清浄のカテゴリーを作ることにに対する危惧が示されました。
- ・メンバーから、人への感染が確認され死亡例もあることから、ワンヘルスの観点から、厚生労働省と良く調整してしっかりと対応していく必要があるとの意見がありました。

5. その他の主な質疑応答

- メンバーから、確定診断をする上で、ラボの役割は非常に大きく、また、自己宣言に軸足を移すという流れがあるなど、各国できちんと診断できる体制を整えていく必要がある中、実験室における診断の検査精度管理についてコードにきちんと記載されていないとの意見がありました。これについて、事務局から、実験室における診断の検査精度管理として、PVS でラボの診断能力を評価し、評価に基づき OIE がラボの能力向上をサポートすることと、マニュアルを整理していくことがあると説明しました。
- メンバーから、2019 年に仙台市でアジア・太平洋・極東地域総会を開催することに関し、一般国民に対し OIE の存在意義をアピールできること、また、一般国民やアジア地域に対し日本における OIE の活動をアピールする機会にもなるとの意見がありました。これについて、事務局から、事務局から今年度の OIE への拠出金が増額しアジア地域の動物衛生対策の積極的な貢献に寄与していくこと、地域総会に向け、ワンヘルスの観点から医学界とも協力し、国民に発信していきたいと回答しました。

(以上)